

介護保険

特定福祉用具購入の手引き

多古町保健福祉課
介護保険係

1. 介護保険における特定福祉用具購入

介護が必要になっても可能な限り在宅生活を送ることができるよう、福祉用具を利用することで、日常生活の自立支援や家族の介護負担の軽減等を目的とする制度です。対象となるのは、都道府県の指定を受けた事業者から厚生労働大臣が定める種目の特定福祉用具を購入し、多古町が必要と認めた場合で、同年度内で 10 万円を上限とし、負担割合に応じて、購入費用の 7～ 9 割が介護保険から支給されます。

2. 介護保険の福祉用具購入を利用できる対象者

福祉用具購入費支給申請ができるのは以下のすべてに該当する方に限られます。

- 介護保険法における要介護 1～5 または要支援 1～2 の認定を受けている方
- 多古町が保険者である被保険者
- 日常的に在宅で生活をしている方（入院中の申請は不可）

3. 介護保険の給付対象となる福祉用具の種類

対象となる福祉用具については以下のとおりです。

	種目	概要
①	腰掛便座	次のうちいずれかに該当するものに限る。 1 和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの 4 ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり移動可能である便器）ただし、居室において利用可能であるものに限る

②	自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる</p>
③	入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入浴用いす…座面の高さが概ね35cm以上のもの、又は、リクライニング機能があるもの 2 浴槽用手すり…浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの 3 浴槽内いす…浴槽内に置いて利用することができるもの 4 入浴台…浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの 5 浴室内すのこ…浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの 6 浴槽内すのこ…浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの 7 入浴用介助ベルト…居宅介護者等の身体に直接巻き付けて浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの
④	簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p> <p>硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる</p>
⑤	移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものに限られる</p>

4. 特定福祉用具購入の保険給付額

要介護状態区分にかかわらず、毎年4月から3月までの1年間に特定福祉用具の購入費用10万円までについて、支給申請することで、領収日時点の利用者負担割合に応じて保険給付が受けられます。

なお、利用者負担割合は「介護保険負担割合証」にて確認できます。

また、同一種目の特定福祉用具を2つ以上購入することはできません。（ただし、用途や機能が著しく異なる場合を除きます。）さらに、製品の構造上、部品交換がなされることが前提になっている部品について、交換する必要がある場合、部品の購入費用も給付の対象となります。

5. 支払方法について

費用の支給は償還払いです	支払方法
	利用者が販売業者に購入費用の全額を支払った後、対象となる分について 後日町から払い戻しを受ける方法です。

6. 申請の流れ

- ① 要介護認定申請をし、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける
- ↓
- ② ケアマネージャー等へ事前に相談をする
- ↓
- ③ 特定福祉用具を購入する事業者（都道府県の指定を受けた事業者に限る）を決める
- ↓
- ④ 特定福祉用具を購入し、事業者へ購入費用を支払う
被保険者本人宛の領収証及び購入した特定福祉用具のパフレット等を受け取る
- ↓
- ⑤ 多古町へ福祉用具購入費支給の申請をする
- ↓
- ⑥ 町が申請内容等を審査後、指定の口座に振り込みます

7. 申請に必要な書類

	提出書類	注意事項
①	介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具購入費 支給申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請印は印影がはっきりしていること ・口座は原則被保険者本人の口座であること ・書き損じが生じた場合、申請書に用いた申請者の印鑑で、書き損じた箇所に訂正印を押印すること ・被保険者証を参考に正確に記載すること ・記入漏れのないこと
②	領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は被保険者本人であること ・商品名等が記載されていること ・複数購入した場合は、商品ごとの代金が記載されていること ・印紙が適切に添付してあること ・レシートは不可 ・コピーではなく、原本を提出すること (確認後、原本はお返しします)
③	購入商品の パンフレットの 写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した商品がわかるもの (購入商品をマーカー等で示すこと) ・商品名・規格・写真・製造事業者名・低価が記載されていること ・特注品などパンフレットが添付できない場合は、購入した特定福祉用具の写真と、材質・サイズ・製造事業者名を記載した図面等を添付すること ・すのこの場合は、サイズをパンフレットに明記すること
④	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の口座を被保険者本人以外の口座にする場合は、委任状が必要 ただし、被保険者本人が死亡している場合は不要

8. その他・申請時の留意点

✓ 同一品目の購入について

同一用途の用具については、既に購入している用具が破損などにより使用できなくなった場合にのみ再購入が認められます。古くなったあるいは汚れた等の理由により新しい物を再購入することはできません。同一品目を購入するご希望がある場合は、事前にご相談ください。

✓ 貸与の対象となる福祉用具について

車椅子・車椅子付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・手すり・歩行器等については福祉用具の貸与の対象となります。その他にも貸与の対象となる福祉用具がありますので、担当のケアマネージャー等へご相談ください。また、貸与の対象となる福祉用具の種類によっては、利用者の介護度に制限があるものがございますのでご注意ください。

✓ オーダーメイドの福祉用具について

オーダーメイドの福祉用具については、利用者の身体状況や家屋の状態により既製品の福祉用具では対応できない場合にのみ給付の対象となります。オーダーメイドの福祉用具を購入し、支給申請する場合には、注文及び購入前に必ず町へご相談ください。

✓ 認定申請中（区分変更申請を含む）に購入する場合

介護保険の認定を受けていない方は、購入前に必ず、介護保険の認定申請を行ってください。（認定申請日以前に購入してしまうと、保険給付の対象となりません。）また、認定申請（区分変更申請を含む）の結果が「非該当」と判定されると、介護保険の給付対象とならず、購入費全額が自己負担となりますので、ご注意ください。認定の結果の通知が届きましたら、速やかに町へ支給申請を行ってください。

✓ 入院中（入所中）に購入する場合

入院中（入所中）に死亡し、自宅で利用が出来なかった場合は介護保険の給付対象とならず、購入費全額を自己負担していただくこととなります。退院（退所）後、福祉用具を利用した後に、町へ支給申請を行ってください。